

令和8年度新潟県教育委員会免許法認定講習 実施要項

1 目的

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員を対象に、検定申請により教育職員免許状を取得するために必要な単位を修得させ、併せてその資質の保持と向上を図る。

2 主催者

新潟県教育委員会 共催者：新潟市教育委員会

3 期日、開設科目、講師、定員等

別紙「令和8年度新潟県教育委員会免許法認定講習開設一覧表」のとおり

4 受講対象者

次に掲げる者。**ただし、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は組合休暇を取得している者、育児休業期間中及び休職中の者は除く。**

当県の小学校（特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。）、高等学校（特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程を含む。）に勤務している教員で、特別支援学校教諭1種又は2種免許状を取得しようとする者（免許法第6条別表第7）

5 実施方法・受講条件

(1) 実施方法

すべての講座をオンラインにより実施する。

Web会議システムZoomを使用した同時双方向型の講義とする。

(2) 受講条件

① Zoomによるオンライン講義に対応できること。

※ 機器の操作や不具合について、新潟県教育委員会では対応できない。受講者側の理由により受講できず、単位認定基準を満たさない場合は単位を付与しない。

② 以下の設備等があること。（受講者側の映像や音声についても発信可能か確認すること）

・インターネット環境（2日間の講義に問題なく接続できること。）

・パソコン・タブレット

※ スマートフォンなど画面の小さい機器の場合、講義資料や動画等が視聴しにくく、講義内容の修得が不十分となるおそれがあることから、パソコンでの受講を推奨する。

・キーボード ※ 講義時間内に試験を実施する講座において、利用を推奨する。

・ウェブカメラ（パソコンに内蔵されていない場合は別途用意すること。）

・マイク（パソコンに内蔵されていない場合は別途用意すること。）

・スピーカー（パソコンに内蔵されていない場合は別途用意すること。）

・プリンタ（講義資料をデータで配布するため、必要に応じて印刷すること。）

・メールアドレス（受講決定の通知、講義資料を受信できること。）

※ 講義資料の送付は講義1週間前を予定しているため、夏季の休校期間等に学校以外でも受信確認可能な個人メールアドレスとすること。また、メールが届かない可能性があるため、携帯電話会社のキャリアメールは避けること。

6 成績審査及び単位認定基準

成績審査は、試験又はレポートにより行う。レポートについては、講座ごとに指定する日までに、Wordファイル又はPDFファイルで、新潟県教育委員会へ提出する。Webフォーム（Googleフォーム等）を利用して講義時間内に試験を行う講座があるので、タブレット等により受講する場合には外付けキーボードの利用を推奨する。

所定の講義時間の5分の4以上出席し、成績審査に合格した者には当該科目について1単位を付与する。

7 時間割

日 程	第1時限		休憩	第2時限	昼食	第3時限	休憩	第4時限
	9:00~9:15	9:15~10:30		10:45~12:15		13:15~14:45		15:00~16:30
第1日目	オリエンテーション	講義		講義		講義		講義
	9:00~10:30							
第2日目	講義			講義		講義		講義

8 受講申込み

(1) 申込方法

「新潟県 電子申請システム」により、オンライン申請すること。講座ごとに入力フォームが異なるので注意すること。入力にあたっては、別添「令和8年度新潟県教育委員会免許法認定講習受講申込み電子申請システム入力要領」を参照し、誤りのないように注意すること。

入力フォームには、新潟県ホームページの以下のページ内のリンクからアクセスすること。

令和8年度新潟県教育委員会免許法認定講習の実施について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gimukyoiku/1356868463544.html>

(2) 申込期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月8日（月）まで

※ 当該期間以外は、入力フォームにアクセスできない。

※ 申込期間終了後の申込希望は受け付けないので、受講希望者は注意すること。

(3) 受講決定の通知

受講の可否は、6月下旬～7月上旬頃に（1）で入力フォームに登録したメールアドレス宛に通知する。

7月10日（金）までにメールが届かない場合、講習期日の2週間前までに義務教育課管理企画係（電話 025-280-5629）へ連絡すること。

（7月10日（金）より前に決定通知がいつ届くか等の照会はしないこと。）

9 受講者の選定等

各科目の定員を上回る受講申込みがあった場合は、別に定める受講者選定基準（非公表）に基づき受講者を選定する。また、定員に対し受講申込みが著しく少数である科目は、開講しないことがある。

10 その他

- (1) 本講習を受講するにあたっては、本講習開催の目的を十分に理解し、教育職員としてふさわしい態度、服装で臨むこと。

- (2) 遅刻、無断欠席は厳禁とする。申込の前に、研修や学校行事等の日程と重複しないことを必ず確認すること。遅刻、欠席は緊急の校務や病気等やむを得ない理由に限る。不適切な理由（例：他の研修等に参加する、既に受講済みの科目である）により欠席する者については、今後、認定講習の受講を認めない。なお、欠席、遅刻の場合は速やかに義務教育課管理企画係（電話 025-280-5629）へ電話連絡の上、別記様式により届け出ること。
- (3) 受講料は、徴収しない。ただし、受講に係る費用（通信料、テキスト購入代等）は受講者の負担とする。
- (4) 本講習は、文部科学省に認定申請中である。認定審査の過程で講習内容に変更があった場合は、受講決定の際に受講者へ通知する。
- (5) やむを得ない事由（災害、通信障害、講師体調不良等）により、講習を中止することがある。この場合、講習日程振替は行わない。